

議案第11号

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東久留米市国民健康保険税条例（平成20年東久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第3条第1項中「100分の5.81」を「100分の5.92」に改める。

第5条中「35,900円」を「38,300円」に改める。

第7条中「100分の2.18」を「100分の2.23」に改める。

第9条中「13,200円」を「13,600円」に改める。

第11条中「100分の1.94」を「100分の1.99」に改める。

第13条中「14,400円」を「14,700円」に改める。

第28条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第1号ア中「25,130円」を「26,810円」に改め、同号イ中「9,240円」を「9,520円」に改め、同号ウ中「10,080円」を「10,290円」に改め、同項第2号中「29.5万円」を「30.5万円」に改め、同号ア中「17,950円」を「19,150円」に改め、同号イ中「6,600円」を「6,800円」に改め、同号ウ中「7,200円」を「7,350円」に改め、同項第3号中「54.5万円」を「56万円」に改め、同号ア中「7,180円」を「7,660円」に改め、同号イ中「2,640円」を「2,720円」に改め、同号ウ中「2,880円」を「2,940円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,385円」を「5,745円」に改め、同号イ中「8,975円」を「9,575円」に改め、同号ウ中「14,360円」を「15,320円」に改め、同号エ中「17,950円」を「19,150円」に改め、同項第2号ア中「1,980円」を「2,040円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,400円」に改め、同号ウ中「5,280円」を「5,440円」に改め、同号エ中「6,600円」を「6,800円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の東久留米市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(失効)

- 3 第2条第2項ただし書及び第3項ただし書の改正規定並びに第28条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号の改正規定（「29.5万円」を「30.5万円」に改める部分に限る。以下同じ。）及び同項第3号の改正規定（「54.5万円」を「56万円」に改める部分に限る。以下同じ。）は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第 号。以下「改正令」という。）の施行によりその効力を生じるものとし、改正令が成立しないとき、その他改正令による改正後の地方税法施行令の規定の内容が当該改正規定の内容と異なることとなるときは、第2条第2項ただし書及び第3項ただし書の改正規定並びに第28条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号の改正規定及び同項第3号の改正規定は、その限りにおいてその効力を失う。

(提案理由)

国民健康保険事業運営の健全化を図るため、令和7年度分以降の国民健康保険税の税率等を改定する必要がある。